

第 49 回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成 28 年 9 月 12 日(月)10:00～10:30

場 所：経済産業省 本館 2 階西 8 共用会議室

議 題

- (1) 特定小売供給約款、託送供給等約款及び離島供給約款以外の供給条件の認可及び承認について
- (2) 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの設置等について
- (3) 料金審査専門会合における審議状況について

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第49回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

第 1 部を行います。第 1 部の議題は、議事次第に書いてあるとおり 3 つです。

議題の 1 つ目は、特定小売供給約款、託送供給等約款及び離島供給約款以外の供給条件の認可及び承認については、資料 3 に基づいて、新川課長にお願いいたします。

○新川総務課長　ご説明させていただきます。資料 3、特定小売供給約款、託送供給約款及び離島供給約款以外の供給条件の認可及び承認についてでございますけれども、9 月 9 日、熊本地方の地震及び口之永良部島（新岳）の噴火による災害救助法の適用地域等に係る対応のため、特別措置の認可等について経済産業大臣から意見の求めがあったところのご確認をいただくものでございます。

九州電力株式会社は、熊本地方の地震及び口之永良部島の噴火により、災害救助法が適用された市町村等の需要家に対する災害特別措置としまして、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金減免等を講じています。このたび、被災された需要家の避難生活が長期化していること等を踏まえて、引き続き同一の取り扱いにするため、9 月 8 日に九州電力から特別措置の認可等の申請がございまして、9 月 9 日に大臣から意見の求めがあったことから、委員会として認可を行うことに異論がない旨の回答をすることとさせていただきたいと思っています。

災害特別措置の内容でございますが、九州電力でございます、被災した需要家及び託送供給利用者に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限のさらなる延長や、不使用月の料金免除等を実施するものでございます。対象地域につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ないようですので、事務局から説明があったとおり、経済産業大臣に対して、異存はない旨、回答することにいたしたいと思えます。

それでは、事務局においては、速やかに回答の手続きを進めてくださるようお願いいたします。

さて、次の議事に入ります。議題の2つ目、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの設置等についてです。これは、資料4に基づいて、新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川総務課長　資料4を用いてご説明させていただきます。

送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの設置等についてでございます。

これまで、制度設計専門会合におきまして、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担のあり方について検討を行い、先日の同専門会合において、目指すべき政策パッケージの方向性について議論を行ったところでございます。その際、同専門会合において、その方向性に基づき議論を深めていくために、ワーキング・グループを設置することが必要とされたことから、ワーキング・グループの設置や、そのために必要な本委員会運営規定の改正などについてご議論いただくものでございます。

主なポイントでございますが、運営規定の改正としまして、今回、制度設計専門会合のもとにワーキング・グループを設置するためには運営規定の改正が必要なことから、所要の改正を行わせていただきたいと思います。

詳細は別紙1に記載しておりますけれども、運営規定の概要としましては、専門会合の座長は、必要に応じて委員会の同意を得て専門会合の下にワーキング・グループを設置できるということにするもの。ワーキング・グループの構成員は、委員長が委員及び専門委

員のうちから指名をとするもの。それから、ワーキング・グループの座長は、ワーキング・グループの構成員の中から委員長が指名をするとさせていただいています。

2番目、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループの設置についてでございます。これまでの制度設計専門会合における議論を踏まえまして、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担のあり方について、発電事業者が当該費用を負担することなどについて、今後、集中的、専門的に議論を行うため、1による改正後の運営規定6条6項に基づきまして、同専門会合の下に、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループを設置することとさせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、事務局から説明があったとおりに当委員会運営規定を改正し、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループを設置するということによりよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、案のとおり、委員会運営規定を改正し、ワーキング・グループを設置することといたします。事務局においては、速やかに改正案の施行にかかわる手続を進めるとともに、当該ワーキング・グループの改正に向けた準備をなさるようお願いいたします。

次の議事に入ります。議題の3つ目、料金審査専門会合における審査状況について、資料5に基づいて、恒藤課長よりお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　資料5でございます。来年4月のガス小売自由化に向けまして、本年7月末に、全国の一般ガス事業者127社から、託送料金等を内容といたします託送供給約款の認可申請がなされているところでございますが、これにつきまして、特に大手3社の申請につきましては、本委員会の下に設置いたしました料金審査専門会合におきまして審査を進めているところでございます。その審議状況について、資料5に基づきましてご説明いたします。

これまで、8月9日と8月25日に2回会合を開催いたしまして、この資料に記載のとおり議事、議題について議論を行ってございます。これまで指摘されています主な論点につきましては、2.に記載のとおりでございますが、例えば全体につきましては、申請原

価がふえているところについては、その増加要因は何なのか。また、前提計画については、需要想定の妥当性等、あるいは経営効率化計画につきましては、競争発注比率や具体的な取り組み内容の妥当性などについて、今、論点として掲げられているところでございます。

今後、明日、通しでは第16回、このプロセスの中で第3回でございますが、会合を開きまして、調整力コスト、振替供給コスト、需要調査・開拓費などについて、また審査を行うことにしてございます。以降、月2回程度開催いたしまして、12月中旬には、当委員会から大臣に査定方針を提出するというスケジュールで進めてまいりたいと考えてございます。

また、適宜、この委員会に審査状況をご報告し、ご指導いただきながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。今のご説明は報告事項でしたので、特段ご質問、ご発言がなければ、この事務局の報告を了としたいと思います。何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、圓尾委員、箕輪委員、事務局におかれましては、引き続き料金審査専門会合における審議を先に進めていただけるようお願いいたします。

本日予定していた議事は以上ですけれども、新川課長、何かありますか。

○新川総務課長　　第2部につきましては、準備が整い次第、開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長　　それでは、ありがとうございました。これで第1部を終了いたします。

——了——